

### 第3回 伊万里市農業委員会会議

1. 日 時 令和4年3月3日(木)  
開会 15時00分  
閉会 16時00分

2. 場 所 市役所 大会議室

3. 出 席 12名

4. 欠 席 2名

議席	氏 名	出席	議席	氏 名	出席
1	山口 友三郎	○	8	前田 勉	○
2	池田 良一	○	9	山口 光壽	○
3	鶴田 裕幸	○	10	湊上 幸雄	○
4	吉村 幸夫	○	11	松永 久美子	○
5	梅村 幸臣	欠	12	相良 安夫	欠
6	力武 正光	○	13	堤 正樹	○
7	西山 哲	○	14	副島 敏和	○

議事録署名者 4番 吉村 幸夫

9番 山口 光壽

5. 事務局職員

職名	氏名	職名	氏名
事務局長	松尾 貞裕	農地係長	岩野 江利子
書記	前田 真理子		

6. その他出席者

なし

7. 付議事項

議案第 8号	農地法第5条の申請について	3件
議案第 9号	農地法第4条及び5条の申請について	1件
議案第10号	農地法第4条の申請について	2件
議案第11号	農地法第3条の申請について	3件
議案第12号	農地法第3条許可の取消願いについて	1件
議案第13号	農用地利用集積計画〔農業経営基盤強化促進事業〕 について 利用権設定 通年 利用権設定 期間借地 農地中間管理事業（集積計画括方式）	16件 1件 2件
議案第14号	空き家に付随した農地の指定申請について	1件
議案第15号	農地法第3条第2項第5号に規定する 「別段面積（下限面積）」の設定について	1件

8. 報告事項

報告第 6号	農地法第2条第1項の「農地」に該当するか否かの 判断について	51件
--------	-----------------------------------	-----

9. 連絡事項

なし

議長	<p>みなさん、こんにちは。</p> <p>それでは、ただいまより第3回農業委員会会議を開会します。 本日の欠席者は、5番 梅村 幸臣委員と12番 相良 安夫委員です。</p> <p>次に、議事録署名人の御依頼を申し上げます。 今回は4番 吉村 幸夫委員、9番 山口 光壽委員です。 事務局で作成する議事録が完成次第御署名をお願いします。</p> <p>本日の議案数は、8つです。</p> <table border="0"> <tr> <td>議案第8号</td> <td>農地法第5条の申請について</td> <td>3件</td> </tr> <tr> <td>議案第9号</td> <td>農地法第4条及び5条の申請について</td> <td>1件</td> </tr> <tr> <td>議案第10号</td> <td>農地法第4条の申請について</td> <td>2件</td> </tr> <tr> <td>議案第11号</td> <td>農地法第3条の申請について</td> <td>3件</td> </tr> <tr> <td>議案第12号</td> <td>農地法第3条許可の取消願いについて</td> <td>1件</td> </tr> <tr> <td>議案第13号</td> <td>農用地利用集積計画〔農業経営基盤強化促進事業〕 について</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>    利用権設定 通年</td> <td>16件</td> </tr> <tr> <td></td> <td>    利用権設定 期間借地</td> <td>1件</td> </tr> <tr> <td></td> <td>    農地中間管理事業（集積計画一括方式）</td> <td>2件</td> </tr> <tr> <td>議案第14号</td> <td>空き家に付随した農地の指定申請について</td> <td>1件</td> </tr> <tr> <td>議案第15号</td> <td>農地法第3条第2項第5号に規定する「別段面積 （下限面積）」の設定について</td> <td>1件</td> </tr> </table> <p>また、報告事項は、1つです。 報告第6号 農地法第2条第1項の「農地」に該当するか否かの 判断について 51件 となっております。</p>	議案第8号	農地法第5条の申請について	3件	議案第9号	農地法第4条及び5条の申請について	1件	議案第10号	農地法第4条の申請について	2件	議案第11号	農地法第3条の申請について	3件	議案第12号	農地法第3条許可の取消願いについて	1件	議案第13号	農用地利用集積計画〔農業経営基盤強化促進事業〕 について			利用権設定 通年	16件		利用権設定 期間借地	1件		農地中間管理事業（集積計画一括方式）	2件	議案第14号	空き家に付随した農地の指定申請について	1件	議案第15号	農地法第3条第2項第5号に規定する「別段面積 （下限面積）」の設定について	1件
議案第8号	農地法第5条の申請について	3件																																
議案第9号	農地法第4条及び5条の申請について	1件																																
議案第10号	農地法第4条の申請について	2件																																
議案第11号	農地法第3条の申請について	3件																																
議案第12号	農地法第3条許可の取消願いについて	1件																																
議案第13号	農用地利用集積計画〔農業経営基盤強化促進事業〕 について																																	
	利用権設定 通年	16件																																
	利用権設定 期間借地	1件																																
	農地中間管理事業（集積計画一括方式）	2件																																
議案第14号	空き家に付随した農地の指定申請について	1件																																
議案第15号	農地法第3条第2項第5号に規定する「別段面積 （下限面積）」の設定について	1件																																
議長	<p>それでは、議事に入ります。 議案第8号 農地法第5条の申請について事務局より説明をお願いします。</p>																																	
事務局	<p>議案第8号 7番について御説明します。</p> <p>議案は1ページになります。 図面は1ページから6ページになります。</p> <p>申請地は〇〇〇〇地区です。</p>																																	

事務局	<p>譲受人が一般住宅建設のための申請です。</p> <p>農地区分は第3種農地。 許可基準としましては許可し得るに該当します。</p> <p>続きまして、議案の1ページ8番になります。 図面は7ページから11ページになります。</p> <p>申請地は〇〇〇〇地区です。 譲受人が太陽光発電設備設置のための申請です。</p> <p>農地区分は第2種農地。 許可基準としましては周辺の他の土地に立地することが困難な場合は許可し得るに該当します。</p> <p>続きまして、議案の1ページ9番になります。 図面は12ページから14ページになります。</p> <p>申請地は〇〇〇〇地区です。 借受人が資材置場のための申請です。 なお、許可を受けずに〇〇ごろ資材置場にしていたとして始末書が添付されています。</p> <p>農地区分は第2種農地。 許可基準としましては周辺の他の土地に立地することが困難な場合は許可し得るに該当します。</p> <p>議案第8号 については以上3件です。</p>
議長	<p>それでは7番について担当委員から説明をお願いします。</p>
担当委員	<p>周辺は家ばかりで、ここだけ農地が残っているようなところ です。排水については、現地を確認に行って説明を受けてきました。 下水道が整備されており、雨水についても道路側溝がありますので、 問題ないと思います。生産組合長と区長の承諾もありました。 ご審議よろしくをお願いします。</p>
議長	<p>7番について、御意見、御質問はございませんか。</p> <p>&lt;なし&gt;</p>

議長	特に無いようですので、続きまして、8番について担当委員から説明をお願いします。
担当委員	もともとお茶園をされていたところでした。所有者は市外の方です。業者の方がこられて、計画の説明がありました。3町ぐらいあるうちの一部を分筆して太陽光を設置する計画です。 周りは全部お茶園でしたが、今はどなたも耕作されていません。排水については、勾配もほとんどありませんので、隣接する自己所有農地まで素掘りの側溝で流して地下浸透ということです。地区の役員会等でも何度も協議をされて、生産組合長、区長の同意もあっております。 ご審議よろしくをお願いします。
議長	8番について、御意見、御質問はございませんか。  <なし>  特に無いようですので、続きまして、9番について担当委員から説明をお願いします。
担当委員	もともとは、梨園だったところを廃園にされて、随分経つそうです。そこを資材置き場として使っていたとして、始末書を付けての申請です。排水はそのまま自然流下で、問題ないと思います。 区長、生産組合長の同意もありました。 ご審議をお願いします。
議長	9番について、御意見、御質問はございませんか。  <なし>  特に無いようですので、農地法第5条の申請3件については承認を戴きましたので、許可相当として意見を付して県へ進達します。  続きまして、議案第9号 農地法第4条及び5条の申請について事務局から説明をお願いします。
事務局	議案第9号1番について御説明します。  議案の2ページ、1番になります。 図面は15ページから21ページになります。 申請地は〇〇〇〇地区です。 申請人が店舗兼一般住宅、農業用倉庫及び駐車場のための申請です。

事務局	<p>農地区分は第2種農地。 許可基準としましては、周辺の他の土地に立地することが困難な場合は許可し得るに該当します。</p> <p>議案第9号については以上1件です。</p>
議長	<p>1番について担当委員から説明をお願いします。</p>
担当委員	<p>道路の建設によって、立ち退きで家を移転するという事で申請です。農用地区域に入っていたので、除外の手続きで半年ほどかかったようです。排水については、合併浄化槽を設置して排水は既設の水路を利用して河川まで排水されますので、問題ないと思います。区長、生産組合長の同意もありました。ご審議、お願いします。</p>
議長	<p>1番について、御意見、御質問はございませんか。</p> <p>&lt;なし&gt;</p> <p>特に無いようですので、農地法第4条及び5条の申請1件について承認を戴きましたので、許可相当として意見を付して県へ進達します。</p> <p>続きまして、議案第10号 農地法第4条の申請について事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>議案第10号 3番について御説明いたします。</p> <p>議案は3ページになります。 図面は22ページから24ページになります。</p> <p>申請地は〇〇〇〇地区です。 申請人が駐車場のための申請です。</p> <p>農地区分は第2種農地。 許可基準としましては、周辺の他の土地に立地することが困難な場合は許可し得るに該当します。</p> <p>続きまして、議案の3ページ 4番になります。 図面は25ページから32ページになります。</p> <p>申請地は〇〇〇〇地区です。</p>

事務局	<p>申請人が共同住宅建設のための申請です。</p> <p>農地区分は第1種農地。</p> <p>許可基準としましては、住宅、その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるものに該当します。</p> <p>議案第10号 については以上2件です。</p>
議長	<p>3番について担当委員から説明をお願いします。</p>
担当委員	<p>地目は田になっていますが、現在は畑として利用されています。</p> <p>自宅の庭が狭いということで、家の下の畑をコンクリートして駐車場にしたいということで、伺っております。</p> <p>雨水等の排水については、道路側溝がありますので、そこに流れるようになりますので、問題はないと思います。</p> <p>区長さん、生産組合長さんの同意もありました。</p> <p>ご審議よろしくをお願いします。</p>
議長	<p>3番について御意見、御質問はございませんか。</p> <p>&lt;なし&gt;</p> <p>特に無いようですので、続きまして、4番について担当委員から説明をお願いします。</p>
担当委員	<p>集合住宅を2棟建てるとのことでの申請です。場所を見に行きましたら、すぐ横の道路に下水道も通っていますし、雨水が通る側溝もありましたので、排水関係は問題ないと思います。</p> <p>区長さん、生産組合長さんの同意もありました。</p> <p>ご審議よろしくをお願いします。</p>
議長	<p>4番について御意見、御質問はございませんか。</p> <p>&lt;なし&gt;</p> <p>特に無いようですので、農地法第4条の申請2件について承認を戴きましたので、許可相当として意見を付して県へ進達します。</p> <p>続きまして、議案第11号 農地法第3条の申請について事務局から説明をお願いします。</p>

事務局	<p>議案第11号 3件について御説明いたします。</p> <p>議案は4ページになります。 申請事由や経営状況を掲げております。 全て農地法第3条第2項の各号には該当しないため、全部効率利用要件、農作業常時従事要件、下限面積要件、地域との調和要件を満たしております。</p> <p>議案第11号 については以上3件です。</p>
議長	<p>議案第11号 については、一括審議となっておりますので、議案の4ページを見ていただき、御意見、御質問はございませんか。</p> <p>&lt;なし&gt;</p> <p>無いようですので、議案第11号 農地法第3条の申請3件については許可といたします。</p> <p>続きまして、議案第12号 農地法第3条許可の取消願いについて事務局から説明をお願いします。</p>
事務局	<p>議案第12号 1番について、御説明します。</p> <p>議案は5ページになります。 令和3年8月に農地法第3条所有権移転の許可を受けていました。一部、農地としての利用計画がなくなったとして、農地法第3条許可の取り消し願いが提出されています。</p> <p>議案第12号 の説明については以上です。</p>
議長	<p>1番について、御意見、御質問はございませんか。</p> <p>&lt;なし&gt;</p> <p>特に無いようですので、議案第12号 農地法第3条許可の取り消し願いについては許可取消といたします。</p> <p>続きまして、議案第13号 農用地利用集積計画[農業経営基盤強化促進事業]の利用権設定の通年 16件について説明をお願いします。</p>



事務局	<p>議案第13号 利用権設定の通年について御説明します。</p> <p>議案の6ページから8ページに明細書を掲げておりますのでそちらをご覧ください。</p> <p>借受人が12名、貸付人が16名で、面積は田が49,244㎡、畑が7,692㎡です。利用目的、利用権設定期間、借賃などは明細書に記載しているとおりです。申出書を9ページから17ページに掲げております。</p> <p>議案第13号 利用権設定の通年については以上です。</p>
議長	<p>議案第13号 農用地利用集積計画〔農業経営基盤強化促進事業〕の利用権設定の通年について、御意見、御質問はございませんか。</p> <p>&lt;なし&gt;</p> <p>無いようですので、議案第13号 農用地利用集積計画〔農業経営基盤強化促進事業〕の利用権設定の通年については申し出のとおり決定します。</p> <p>続きまして、議案第13号 農用地利用集積計画〔農業経営基盤強化促進事業〕の利用権設定 期間借地について事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>議案第13号 利用権設定 期間借地について、御説明します。</p> <p>議案の18ページに明細書を掲げておりますのでそちらをご覧ください。</p> <p>借受人が1名、貸付人が1名で、面積は田が2,680㎡です。利用目的、利用権設定期間、借賃などは明細書に記載しているとおりです。</p> <p>申出書を19ページに掲げております。</p> <p>議案第13号 利用権設定 期間借地については以上です。</p>
議長	<p>議案第13号 農用地利用集積計画〔農業経営基盤強化促進事業〕の利用権設定 期間借地について、御意見、御質問はございませんか。</p>

議長	<p>&lt;なし&gt;</p> <p>無いようですので、議案第13号 農用地利用集積計画[農業経営基盤強化促進事業]の利用権設定 期間借地については申し出のとおり決定します。</p> <p>続きまして、議案第13号 農用地利用集積計画 [農業経営基盤強化促進事業] の農地中間管理事業（集積計画一括方式）について事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>議案第13号 について御説明します。</p> <p>議案の20ページになります。 農用地利用集積計画書を21ページから22ページに掲げております。</p> <p>貸付人から公社、公社から借受人への利用権設定となっています。 借受人が1名、貸付人が2名で、面積は田が4,451㎡です。 利用目的、利用権設定期間、借賃などは明細書に記載しているとおりにです。</p> <p>議案第13号 農地中間管理事業については以上です。</p>
議長	<p>議案第13号 農用地利用集積計画 [農業経営基盤強化促進事業] の農地中間管理事業（集積計画一括方式）について御意見、御質問はございませんか。</p> <p>&lt;なし&gt;</p> <p>無いようですので、議案第13号 農用地利用集積計画 [農業経営基盤強化促進事業] の農地中間管理事業（集積計画一括方式）については申し出のとおり決定します。</p> <p>続きまして、議案第14号 空き家に付随した農地の指定申請について事務局から説明をお願いします。</p>
事務局	<p>議案第14号 について御説明します。</p> <p>これは農地法第3条第2項第5号に関する別段面積（下限面積）を設定し、「伊万里市空き家に付随した農地の別段面積取扱要領」により申請があったものです。</p>

事務局	<p>空き家に付随した農地に指定された後は、空き家とともに農地を取得される場合、取得要件の下限面積 1 ㎡が適用されることとなります。</p> <p>議案の 2 3 ページ、1 番になります。</p> <p>案内図、公図は図面の 3 3 ページになります。</p> <p>申請地区は〇〇〇〇地区です。</p> <p>空き家情報バンク登録物件に隣接する農地です。</p> <p>議案第 1 4 号 については以上です。</p>
議長	<p>議案第 1 4 号 空き家に付随した農地の指定申請について、御意見、御質問はございませんか。</p> <p>&lt;なし&gt;</p> <p>無いようですので、空き家に付随した農地の指定申請については申し出のとおり決定します。</p> <p>続きまして、議案第 1 5 号 農地法第 3 条第 2 項第 5 号に規定する「別段面積（下限面積）」の設定について事務局から説明をお願いします。</p>
事務局	<p>議案第 1 5 号について御説明します。</p> <p>議案は 2 4 ページになります。</p> <p>この議案については平成 2 2 年農林水産省の通知により、毎年、農地法第 3 条第 2 項第 5 号の下限面積（別段面積）の設定又は修正の必要性について検討することが求められているため上程しております。</p> <p>別段の面積を検討するにあたり、農地法施行規則 1 7 条ではその基準を定めており、第 1 項と第 2 項の適用をそれぞれ検討していきます。</p> <p>まずは、第 1 項についてです。</p> <p>第 1 項は総農家に占める、設定したい別段の面積未滿を経営地とする農家数が 4 0 % を超える場合には別段の面積を設定できることとなっています。令和 4 年 2 月現在、農地台帳による経営面積が 5 0 アール未滿の農家数は総農家数の 4 0 パーセント未滿であり、別段の面積を設定する基準を満たしていません。そのため、別段の面</p>

事務局	<p>積は設定できないため、第1項につきましては下限面積は法定の50アールのままとしております。</p> <p>続いて、第2項です。新規就農の促進と遊休農地の発生防止・解消を目的とする場合は別段面積を設定できることとなっています。令和元年12月の農業委員会会議で議決された「空き家に付随した農地の別段面積取扱要領」に基づく空き家に付随した農地は新規就農の促進、遊休農地の発生防止・解消を目的としているため、現在設定している別段の面積1㎡を引き続き適用することとしております。</p> <p>議案第15号 についての説明は以上です。</p>
議長	<p>議案第15号について御意見、御質問はございませんか。</p> <p>&lt;なし&gt;</p> <p>無いようですので、議案第15号 農地法第3条第2項第5号に規定する「別段面積（下限面積）」の設定については申し出のとおり決定します。</p> <p>議案についての審議は以上になります。 続きまして、報告事項に移ります。</p> <p>報告第6号 農地法第2条第1項の「農地」に該当するか否かの判断について事務局より報告をお願いします。</p>
事務局	<p>報告第6号 について御説明します。 議案は26ページから29ページになります。</p> <p>昨年8月から9月にかけて実施しました農地パトロールにおいて、荒廃して耕作することが困難な農地については非農地判断をしていただきました。</p> <p>その中で農地所有者等から相談を受けていた農地51筆42,843.07㎡について、非農地通知書を発送します。</p> <p>また、それ以外の非農地判断をした農地については、所有者等が判明している筆については、事前通知書を送付いたします。農地所有者等から農地で管理したいとの意向がある農地を除き、6月に非農地通知書を発送することになります。</p> <p>報告第6号 についての説明は以上です。</p>

議長	<p>報告第6号 農地法第2条第1項の「農地」に該当するか否かの判断について、御意見、御質問はございませんか。</p> <p>&lt;なし&gt;</p> <p>特に無いようですので、これで報告事項を終了します。</p> <p>これで第3回農業委員会会議を閉会します。</p>
----	--